

☆ ヘアゴム（装飾部分が紡織用繊維以外のものから成るもの）
第 71.17 項

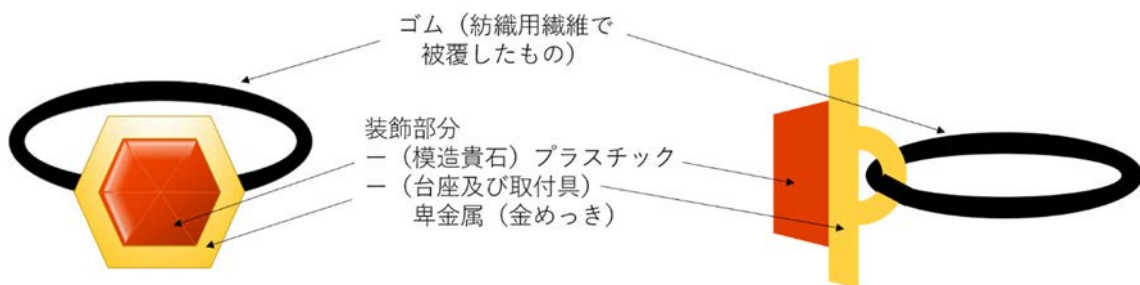
✚ 貨物概要

紡織用繊維で被覆した輪状のゴムひもと装飾部分から成る髪用装飾品

性 状：紡織用繊維で被覆した輪状のゴムひもに、プラスチック、卑金属製の台座及び取付具から成る装飾物を取り付けたもの
台座及び取付具には貴金属によるめっきが施されている

材 質：紡織用繊維、プラスチック、卑金属等

用 途：ゴムひもで髪を束ね、髪を飾る



✚ 分類

関税率表第 7117.90 号（統計番号 7117.90-024）のその他の身辺用模造細貨類

✚ 分類理由

本品は、紡織用繊維で被覆したゴムひも、プラスチック及び金めっきが施された卑金属から成る装飾物、及び取付具から成る髪用装飾品として使用するものです。本品のように、ゴムひもで髪を束ねる性状の製品については、関税率表第 96.15 項の規定に該当せず、同項には分類されません。

本品は、紡織用繊維、プラスチック及び卑金属の異なる材料から成る髪用装飾品ですが、本品に使用されているプラスチック及び卑金属から成る装飾物、及び取付具は、全体の性状から、単なるトリミング又は附属品以上の構成を成している（同表解説第 63 類総説（1）参照）と認められ、本品は紡織用繊維製品として同表第 63 類（第 63.07 項）には分類されません。

よって、本品は、同表第 71.17 項の規定及び同表解説第 71.17 項の記載により、

身辺用模造細貨類として上記のとおり分類されます。

(参考) 分類決定におけるポイント

号の決定について、本品は、一部に卑金属を使用しているものの、全体の性状から「卑金属製のもの」とは言えず、7117.90号に分類されます。

細分の決定について、①本品は、貴金属をめっきした卑金属を有するため、7117.90-1には分類されず、7117.90-2その他のものに属します。次に、②本品の主体となる装飾物はプラスチック及び金めっきが施された卑金属から成るため、7117.90-2(3)その他のものに属します。さらに、③本品は、一部にプラスチックを使用しているものの、取付具を含めた全体の性状より、プラスチック製のものではなく、その他のものに該当します。本品は貴金属めっきを有するものであることから、その他のもののうち貴金属をめっきしたものとして上記のとおり分類されます。

7117.90		その他のもの
	010	① 1 木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種類以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。）で構成されるもの（貴金属をめっきしたものを除く。）
		2 その他のもの
	021	(1)木製のもの
	022	② (2)アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの
		(3)その他のもの
	023	③ -プラスチック製のもの
		-その他のもの
	024	- - 貴金属をめっきしたもの
	029	- - その他のもの



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全 部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望 される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）